

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく
新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う対応について

令和3年1月7日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が、明日施行の予定とされています。

当財団においては、国及び東京都の要請に対応するため、職員の勤務形態等に関して必要な措置をとることとしますが、業務は当面通常どおり行います。ただし、事務処理や各種対応に若干の遅れを生ずる虞がありますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、今後の国等による要請の内容によっては、当財団の業務の実施について変更することもありますので、ご承知おきください。

また、研修単位の取得に当たっては、従来よりお願いしております、当財団配信及び当財団の集合研修対象として配信されている e-learning 等の有効なご活用についても、引き続きご高配ください。

(参考)

申請書類が研修協議会を經由して当財団に到着してから認定通知に到るまでの標準的事務処理期間は、ホームページの研修認定薬剤師制度に関する Q&A及び令和2年2月25日付け新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の防止のための措置に伴う認定審査等についてに掲載しているとおりです。

①V-3 認定証は申請してからどれくらいで届きますか？

研修協議会を通じてご申請が当センターに届いてから、標準的事務処理期間として2～3か月程度を設定していますが、申請が増えた場合は、さらにお時間をいただきます。

また、認定証をお送りする1か月ほど前に、はがきにて認定が確定した旨をお知らせします。

②新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の防止のための措置に伴う認定審査等について（令和2年2月25日）

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のための措置について、政府の要請に基づき、当財団も所要の措置を講ずることとしました。

このため、従業者数の減少、物流の遅延などの理由により、認定審査等に要する期間が通常より半月ないし1か月程度長くなる可能性があります。

各種の認定申請等を行う際には、このことにご留意くださいますようお願いいたします。